

水道水源水質保全促進事業補助金交付制度

いわき市水道局では、水道水源となる河川の水質汚濁を防止し、将来にわたって安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、水道水源保護地域内での合併処理浄化槽の設置者や農業集落排水事業への加入者に対し、水道水源水質保全促進事業補助金を交付しています。

《補助金の交付対象となる方》

- 水道水源保護地域内の住宅（※1）に合併処理浄化槽（処理対象人員 10 人以下のもの）を設置（切替え（※2）のみ）する場合で、いわき市浄化槽整備事業補助金の交付決定を受けた方
- 水道水源保護地域内で実施する農業集落排水事業において、住宅（※1）の排水設備を農業集落排水処理施設に接続する工事を行う方

※1 「住宅」とは、継続的に専ら居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

※2 「切替え」とは、継続的に居住するまたは居住しようとする住宅について、それまで使用していた単独処理浄化槽またはくみ取便槽の使用を止め、新たに合併処理浄化槽を設置し使用する場合（新築・建替を除く）

《補助金の額》

- 合併処理浄化槽を設置する場合
浄化槽の設置費用から市より交付される「いわき市浄化槽整備事業補助金」を控除した額の3分の1の額(千円未満の端数切捨て)とし、次の表に示す額を限度とします。

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
	切 替 え (※2)
5人槽	110,000円
6人槽及び7人槽	138,000円
8人槽から10人槽まで	182,000円

- 農業集落排水事業に加入する場合
農業集落排水処理施設への接続工事費用とし、次の表に示す額を限度とします。

区 分	補 助 限 度 額
1 加入者あたり	138,000円

《交付申請の期限》

- 合併処理浄化槽を設置する場合は、いわき市浄化槽整備事業補助金の交付決定の日から6ヶ月以内
- 農業集落排水事業に加入する場合は、排水設備計画確認通知の日から6ヶ月以内


《補助金申請の手続き》

合併処理浄化槽を設置する場合	農業集落排水事業に加入する場合
<p>《補助金の交付申請》 市の補助金等決定通知書が届いてから申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付申請書(第1号様式) ○市補助金等決定通知書の写し ○市補助金等交付申請書の写し ○事業計画書の写し ○収支予算書(第2号様式) ○建築平面図(排水系統図を含む) ○設置場所の位置図(住宅地図など) <p>《補助金の交付決定》 書類の審査及び現地調査等での確認後、補助金交付決定通知書をお送りします。</p> <p>《補助金の請求》 事業完了後、市の補助金等確定通知書が届いてから請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付請求書(第6号様式) ○収支精算書(第7号様式) ○施工状況確認書(第8号様式) ○浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し (補助事業者自らが当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類) ○市補助金等確定通知書の写し ○施工写真(撤去時は撤去も含む) <p>《補助金の交付》 書類の審査及び現地調査等の後、補助金を指定口座に振り込みます。</p>	<p>《補助金の交付申請》 市の排水整備計画確認通知書が届いてから申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付申請書(第1号様式) ○収支予算書(第2号様式) ○排水設備計画確認通知書の写し ○排水設備計画確認申請書の写し ○建築平面図(排水系統図を含む) ○設置場所の位置図(住宅地図など) ○市税を滞納していないことを市長が証する書類 <p>《補助金の交付決定》 書類の審査及び現地調査等での確認後、補助金交付決定通知書をお送りします。</p> <p>《補助金の請求》 事業完了後、市の排水設備検査済証が届いてから請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付請求書(第6号様式) ○収支精算書(第7号様式) ○排水設備検査済証の写し ○排水設備工事完了届の写し ○接続工事代金の領収書の写し ○施工写真 <p>《補助金の交付》 書類の審査及び現地調査等の後、補助金を指定口座に振り込みます。</p>

- 補助枠に限りがありますので、補助金の申請の際は事前にお問い合わせください。また、交付申請は期限内に速やかに提出してください。
- 補助事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに御連絡ください。

お問い合わせ先 いわき市水道局 浄水課
 〒970-8026 いわき市平字童子町2-5
 TEL 0246-22-9319 FAX 0246-21-4846
 Eメール : suido-josui@city.iwaki.lg.jp

地区名	指 定 区 域
平	<p>平上平窪（字横山、字君ヶ沢、字富岡、字原田、字五反田、字大沢の一部、字加ノ内、字唐関、字上岡、字亀岡、字三什、字八反口、字町田、字大木田、字柿根田、字真似井作、字大作、字鼠田、字牛淵、字前田、字酢釜、字大釜地、字酢釜平、字滝ノ上、字菅ノ口、字羽根田、字竹ノ花、字真似井、字九反坪、字小川原子、字十文田、字井坪、字八合、字原畑、字小倉、字李蓮木、字ウツギ、字田ノ入、字中莖、字城ノ前、字小館、字石カウ、字山ノ神、字洞、字沼ノ沢の一部、字頭塚の一部、字三ツ尾の一部、字サイカチ、字堤ヶ作、字羽黒、字古館、字南町、字井原町、字扇町)</p> <p>平中平窪</p> <p>平下平窪(字諸荷、字諸荷前、字屋越、字山土内、字悪戸、字中島、字六角、字八木内、字大念仏の一部、字寺内の一部、字鍛冶内、字味噌農の一部、字竹ノ内、字古内の一部、字寺前の一部、字山王田、字大久保、字山根の一部、字諏訪作、字大ジャクシの一部、字馬廻の一部、字熊ヶ平、字辰ノ口、字二藤太、二丁目の一部、三丁目、山土内町、中島町、古川町)</p> <p>平赤井（字向後川原、字後川原、字後沢の一部、字笹目田の一部、字深田の一部、字田中的一部分、字田町、字団粉田、字大根内、字日渡、字大平の一部、字反町の一部、字諸荷、字大作場、字諏訪原、字中島、字中道、字川子内、字向諏訪原、字柳川原、字川原畑の一部、字向原)</p>
小名浜	渡辺町上釜戸 （西仲田の一部、上ノ代の一部、子繫の一部）
勿 来	<p>川部町（坂下の一部、弁天石、富沢の一部、横根、大友、松ノ下、大平、佐倉の一部、南沢、大沢の一部）</p> <p>山玉町（脇川の一部、竹棚の一部、中峰の一部）</p> <p>山田町（法田前、法田、桃木畑、西川原、関場、細倉、田ノ作、仁井谷の一部、上平の一部、塩沢、大平、古川、川原、大谷、嶽登、舟木、寺作の一部、新谷、梅平、法田川原の一部）</p>
内 郷	内郷高野町 （字三大明神下の一部）
四 倉	<p>四倉町駒込（字棚橋の一部）</p> <p>四倉町上岡（字湯ノ木の一部）</p>
遠 野	<p>遠野町深山田（字小石平、字新田、字木樵場、字仲川原(字中川原)、字山王田、字寺ノ代、字桐ノ平、字林ノ越、字富岡、字平城地、字狩野、字鷹ノ巣(字タカノス)、字内ノ草の一部、字ジャクノ中的一部分、字仲内的一部分、字小山、字竹ノ内、字目少地、字仲ノ町、字原畑、字野地、字大山沢、字稻荷林、字山ノ根、字柳久保の一部、字篠ノ脇の一部、字折部前的一部分、字和当、字大林、字川堀、字原前、字新長町、字新和当)</p> <p>遠野町上遠野（字若宮、字前山、字寺戸、字小淵、字原前、字大黒山、字中ノ町、字土橋、字風呂脇、字根小屋、字堀切、字本町、字西町、字白幡、字川張、字猫塚、字赤坂、字太田、字久保作、字西大沢、字野々志戸、字永沢、字高山、字鍛冶屋作、字東大沢、字滝太洞)</p> <p>遠野町滝（字山ノ神、字深山口、字銅谷の一部、字北向の一部、字原田、字市後沢の一部、字北里保の一部、字南里保の一部、字西中山の一部、字島廻の一部、字曾ノ木、字山下、字城ノ内、字中井、字中川原、字西ノ内、字小久保、字四六五田、字馬場前、字おもて、字芦ノ草の一部、字房林、字洞坂、字釜ノ沢、字柿ノ沢、字椿坊、字釜前堰山、字塩畑、</p>

遠野	<p>字山崎、字鍛冶内、字順坂、字滝道、字峰岸、字下川原、字風呂前、字新川原、字川原、字山王、字川原田、字上川原、字堂知、字表、字滑津、字曾利田、字神ノ内、字新アタ、字ボツト、字前後、字野々志戸、字申田、字内城、字女ノ沢、字オノ神)</p> <p>遠野町根岸、遠野町上根本、遠野町入遠野、遠野町大平</p>	
小川	<p>小川町下小川 (字台、字丸山、字味喰野、字小沢口、字下川原、字迎川原、字上川原、字本山、字宮田、字梅ノ作、字猿田、字前原、字寺内、字八幡林、字門前、字久保、字広畑、字御堂内、字中柴、字上ノ台、字菅ノ沢)</p> <p>小川町関場 (字馬船沢、字前田、字旦過下、字畑ケ田、字川原、字宿、字高垣、字前林の一部、字関山、字岩ノ沢の一部)</p> <p>小川町上平 (字光平の一部、字下平、字外手の一部、字平太休場の一部、字館下、字小申田の一部、字中平、字祝作、字熊ノ前、字堤ノ作、字上平、字前田、字大河原、字沖、字中島、字竹ノ内、字清水、字以後内、字前田原、字河原田、字六反田、字田之尻(字田ノ尻)、字赤沼)</p> <p>小川町柴原 (字宮沢、字夕川、字落合、字茶畠、字宮ノ前、字宮脇(字宮ノ脇)、字植ノ山、字一ツ橋、字金堀、字大社、字水貫、字菖蒲田、字中ノ沢、字館下、字岩下、字入ノ内、字桐ノ久保、字釜ノ前、字永久保、字後沢、字桐ケ岡、字葉ノ木田、字二ツ森、字落下、字粟畠、字萱苅平、字五平久保、字荒田、字谷下、字物見場、字馬ノ丞、字ハギシバ曾根、字丑ノ倉、字シチナツカ曾根、字ツツチガ森、字遠小屋、字ヲトシ、字シナシ、字曲萱、字オトシ下)</p> <p>小川町福岡、小川町上小川、小川町塩田、小川町高萩、小川町三島、小川町西小川</p>	
好間	<p>好間町榊小屋 (字小座取の一部、字生木葉の一部、字野尻、字シャウブ、字居掛山、字迎、字江上(字江ノ上)、字江下、字原、字京塚、字中平、字小畑、字大石、字桶作、字仁田倉、字川迎の一部)</p> <p>好間町大利 (字桃実の一部、字小川崎、字篠登城、字西田、字戸作田、字向山の一部、字仲田、字道内、字大利前、字成沢の一部、字表山の一部)</p> <p>好間町北好間 (字弥一郎の一部)</p> <p>好間町上好間 (字東唐松の一部、字北唐松の一部、字南唐松の一部)</p>	
三和	<p>三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塩、三和町上永井、三和町下永井三和町合戸 (字内畑の一部、字中山、字駅、字成沢、字入藪、字細戸、字中館下、字中ノ内、字浮矢、字仁井宿)</p> <p>三和町渡戸、三和町中寺、三和町下市萱、三和町上市萱</p>	<p>《いわき市水道水源保護地域》</p> 
田人	<p>田人町南大平、田人町旅人、田人町黒田、田人町荷路夫、田人町貝泊、田人町石住</p>	
川前	<p>川前町川前、川前町下桶売、川前町上桶売、川前町小白井</p>	

※ 「～の一部」となっている地区の該当の可否については、お問い合わせください。